

下呂市監査告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、定期監査の結果に基づく措置について下呂市教育長から通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

令和7年3月21日

下呂市監査委員 都竹基己

下呂市監査委員 今井能和

令和3年度から令和5年度に実施した定期監査での指摘事項に対して改善中または未措置であった事項について、現在の措置状況について次のとおり通知があったので、その内容を公表する。

(単位:件)

| 監査の種類 | 実施年度  | 対象件数<br>(改善中又は<br>未措置の件数) | 今回調査の結果 |     |     |
|-------|-------|---------------------------|---------|-----|-----|
|       |       |                           | 措置済     | 改善中 | 未措置 |
| 定期監査  | 令和3年度 | 1                         | 0       | 1   | 0   |
|       | 令和4年度 | 0                         | 0       | 0   | 0   |
|       | 令和5年度 | 0                         | 2       | 0   | 0   |
|       |       |                           |         |     |     |
| 合 計   |       | 1                         | 2       | 1   | 0   |

■以下は、措置状況の詳細である。

## 令和3年度

【監査対象課名:教育総務課】

(定期監査結果報告日:令和3年12月23日)

|               |  |   |  |
|---------------|--|---|--|
| 指摘事項          | <p>(学校における不用となった薬品の管理等について)</p> <p>本件については、平成24年度及び平成26年度実施の定期監査において指摘したところであるが、不用になった実験用薬品でいまだ廃棄処分に至っていないものがある。このまま学校に長期間放置すれば管理上のリスクがあるため、廃校となった学校保管分を含め廃棄すべき薬品を洗い出し、廃棄処理費の予算措置を執るなど計画的に廃棄されたい。</p> <p>加えて、一部の学校では、理科準備室と薬品庫のそれぞれの鍵が理科準備室内の戸棚に保管されており不適切であったことから、職員室内で厳重に管理するよう徹底されたい。</p> |   |  |
| 区分<br>(該当に○印) | ○  | <p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)</p> <p>2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)</p> <p>3. 未実施(何もしていない場合)</p> |  |
| 措置状況の内容       | <p>薬品の廃棄については、理科教員の協力を仰ぎ、予算措置を含め計画的な廃棄を進めます。</p> <p>鍵の管理については、職員室で厳重に管理することを徹底するよう全学校に周知し、現在、全ての学校において職員室で保管しています。</p>   |   |  |

## 令和5年度

【監査対象課名:各小中学校 教育総務課 学校教育課】 (定期監査結果報告日:令和5年12月21日)

|               |   |                          |
|---------------|---|--------------------------|
| 指摘事項          | (小中学校における現金の取扱いについて)<br>PTA 会費等の現金保管については、紛失等のリスクがあり学校で取扱わないことが望ましいが、PTA 会費を児童生徒が持参して教頭等が預り、PTA の会計担当者に手交する方法を続けている学校もある。今後は、保護者から PTA 会計担当者の口座に直接振り込むなどの方法を指導されたい。 |                          |
| 区分<br>(該当に○印) | ○   | 1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)    |
|               |   | 2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合) |
|               |   | 3. 未実施(何もしていない場合)        |
| 措置状況の内容       | 現金の取り扱いは廃止するよう、校長に指導し、現在 PTA 会費については取り扱いのないことを確認しています。  |                          |

【監査対象課名:各小中学校 教育総務課 学校教育課】 (定期監査結果報告日:令和5年12月21日)

|               |   |                          |
|---------------|---|--------------------------|
| 指摘事項          | (小中学校の危機管理マニュアルについて)<br>今回の監査において、学校が危険等発生時にどう対処し、いかにして児童生徒等の生命や財産を守る体制を整備しているかに着目し、小中学校の危機管理体制を確認した。<br>今回、監査を実施した3小学校、2中学校については、教育委員会の指導の下、各学校の実情に応じた危機管理マニュアルを作成し危機事案に対する児童生徒等の安全を確保する体制が整備されていた。<br>近年は不審者や想定外の自然災害への対応など、学校や児童生徒を取り巻く様々な安全上の課題も多く存在していることから、今回の監査で確認された未対応の事態に対する体制等を早急に整備し、危険等が発生した際に教職員、児童生徒が円滑かつ的確に対応ができるよう訓練を実施し、必要に応じて危機管理マニュアルの見直しを行い、児童生徒等の安全の確保をしていただきたい。<br>なお、危機管理マニュアルは、教職員全員に配付している学校と職員室のみで保管している学校があった。危機管理マニュアルは教職員全員が常に確認できる状況にあることが必要であり、全員に配付されていない学校においては、概要版の作成等の工夫をされ、職員会議等で配布し、その内容について周知徹底していただきたい。 |                          |
| 区分<br>(該当に○印) | ○   | 1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)    |
|               |   | 2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合) |
|               |   | 3. 未実施(何もしていない場合)        |
| 措置状況の内容       | 危機管理マニュアルについては、教職員が常に確認できる状態を確保する必要があることから個人配付又は職員が常に確認できる体制としました。  |                          |

以上